

武豊町創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における商工業の振興、地域経済の活性化及び雇用の確保を図るため、中小企業者等が行う創業に必要な初期投資に対し交付する武豊町創業支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、武豊町補助金等交付規則（昭和49年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第28項第1号及び第2号に掲げる行為をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）をいう。
- (3) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等をいう。ただし、仮設又は臨時のものその他その設置が恒久的でないものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業者等としての創業を予定している者であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 個人事業者として町内に主たる事業所等を令和9年3月31日までに開設しようとするもの

イ 町内に本店を置く会社を令和9年3月31日までに設立することを予定しているもの

- (2) 町税を滞納していないこと。

(3) 営業に際し許認可が必要な場合において、当該許認可を取得し、又は取得する見込みがあること。

(4) 国、県又はその他の関係機関から補助金等の交付を受けていないこと。ただし、当該補助金等と第5条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が重複していない場合は、補助金の交付の対象とする。

(5) 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係がないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が創業に伴い町内に事業所等を開設する事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 他の者が行っていた事業を承継して行うもの

(2) 愛知県信用保証協会の信用保証除外業種に該当する事業

(3) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業その他これに類する事業

(4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第2項に規定する通信販売のみを行う事業その他これに類する事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める事業
（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費は、別表第1補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同表基準の欄に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額とし、その上限額は別表第2補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同表補助金の額の上限の欄に掲げるとおりとし、かつ、その合計額の上限は100

万円とする。ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(計画書の提出)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ武豊町創業支援補助金事業計画書（第 1 号様式。以下「計画書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 計画書の金額を証明する見積書等の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(承認書の交付)

第 7 条 町長は、計画書を受理したときは、その内容を審査し、補助対象事業であると認めるときは、武豊町創業支援補助金事業計画承認書（第 2 号様式。以下「計画承認書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(計画承認の取消し)

第 8 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該計画の承認を取り消すことができる。

(1) 承認を受けた計画書の内容に著しい変更があったとき。

(2) 事業所等を開設した日から第 10 条の規定による申請の日までに当該事業所等を休止し、若しくは廃止し、又は当該事業所等の規模を著しく縮小したとき。

(3) 第 3 条に規定する補助対象者の要件に該当しなくなったとき。

(4) 偽りその他不正の手段により承認を受けたと認めるとき。

(5) 重大な法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為があったと認めるとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、町長が不適當であると認めるとき
(届出)

第9条 申請者は、補助対象事業に係る事業所等を開設した場合は、事業所等（開設・休止・廃止）届（第3号様式。以下「開設・休止・廃止届」という。）を速やかに町長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助対象事業に係る事業所等を開設した日から5年を経過するまでの間、次の各号のいずれかに該当する場合は、開設・休止・廃止届を速やかに町長に提出しなければならない。

（1）補助対象事業に係る事業所等を休止したとき。

（2）補助対象事業に係る事業所等を廃止したとき。

（補助金の交付の申請）

第10条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、武豊町創業支援補助金交付申請書（第4号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

（1）武豊町創業支援補助金実績報告書（第5号様式）

（2）補助対象事業を実施するにあたって許認可等が必要な場合は、当該許認可を証する書類の写し

（3）補助対象経費に事業所等の借入費を含む場合は、事業所等の賃貸借契約の写し

（4）補助対象事業に係る経費として明確に区分でき、かつ、当該書類によって金額が確認できるもので当該経費の支払等を証明する書類の写し

（5）補助対象事業に係る事業所等の写真

（6）補助金の交付の申請をした者が個人事業者であるときは、開業（廃業）・事務所等設置（移転・廃止）報告書の写し又はそれに類するもの

（7）補助金の交付の申請をした者が会社を設立したときは、登記事項証明書（発行から30日以内のもの）

（8）補助対象事業の実施を証する書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の申請の受付等)

第 11 条 町長は、交付の申請の受付を先着順に行う。ただし、既に受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、申請を受理しないことができる。

(補助金の交付の決定)

第 12 条 町長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、武豊町創業支援補助金交付決定通知書（第 5 号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第 13 条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、武豊町創業支援補助金交付請求書（第 7 号様式）を町長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、当該補助事業者に対し、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の不交付等)

第 14 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 補助金の交付を受けた者が事業所等を開設した日から 3 年以内に当該事業所等を休止し、若しくは廃止し、又は当該事業所等の規模を著しく縮小したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産を町長の承認を受けずに処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 町長は、補助事業者が前項の承認を得て財産を処分したことにより収入を得た場合は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(検査等)

第16条 町長は、申請者又は補助事業者に対し、補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により、現に補助金の交付の決定を受けた補助対象事業に係る第13条から第16条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象経費	基準
事業所等の借入費	<p>補助対象事業の実施に必要な事業所等（計画承認書の交付を受けた日（以下「認定日」という。）後に賃貸借契約を締結したものに限る。）の賃借料（賃貸借契約を締結した日の属する月から6月以内のもので、住居等を兼用する場合にあっては事業所等にかかる賃借料に限る。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷金、礼金、光熱水費、共益費等 ・ 火災保険料、地震保険料等 ・ 補助対象者の三親等内の親族が所有する事業所等の借入費 ・ 事業所等を住居等として兼用し、事業所等と住居等が明確に区分できない場合における事業所等の賃借料
法人登記等に係る費用	<p>補助対象事業の実施に必要な法人登記等に係る経費で次に掲げるものをいう。ただし、認定日から6月以内に支払ったものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人設立に係る定款認証料及び登録免許税 ・ 商号登記に係る登録免許税 ・ 創業又は法人設立に係る司法書士、行政書士等への報酬及び実費
事業所等の改装費及び設備費	<p>補助対象事業の実施に必要な事業所等の改装又は設備の購入に係る経費で次に掲げるものをいう。ただし、認定日から6月以内に支払ったものに限</p>

	<p>り、かつ、事業所等を住居等として兼用し、事業所等と住居等が明確に区分できない場合における事業所等の改装費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所等の改装費用（住居等を兼用する場合には、事業所等に係る改装費に限る。） ・ 機械装置、工具、器具、備品等の購入費用。ただし、車両購入費及び3万円未満の備品購入費を除く。
<p>広報費</p>	<p>補助対象事業の実施に必要な広報に係る経費で次に掲げるものをいう。ただし、認定日から6月以内に支払ったものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販路開拓に係る広告宣伝費用及びパンフレット印刷費用 ・ ダイレクトメールの郵送料（切手の購入を目的とする費用を除く。）

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象経費	補助金の額の上限
事業所等の借入費	1 月につき 5 万円以内かつ合計 30 万円以内
法人登記等に係る費用	10 万円以内
事業所等の改装費及び設備費	50 万円以内
広報費	30 万円以内